

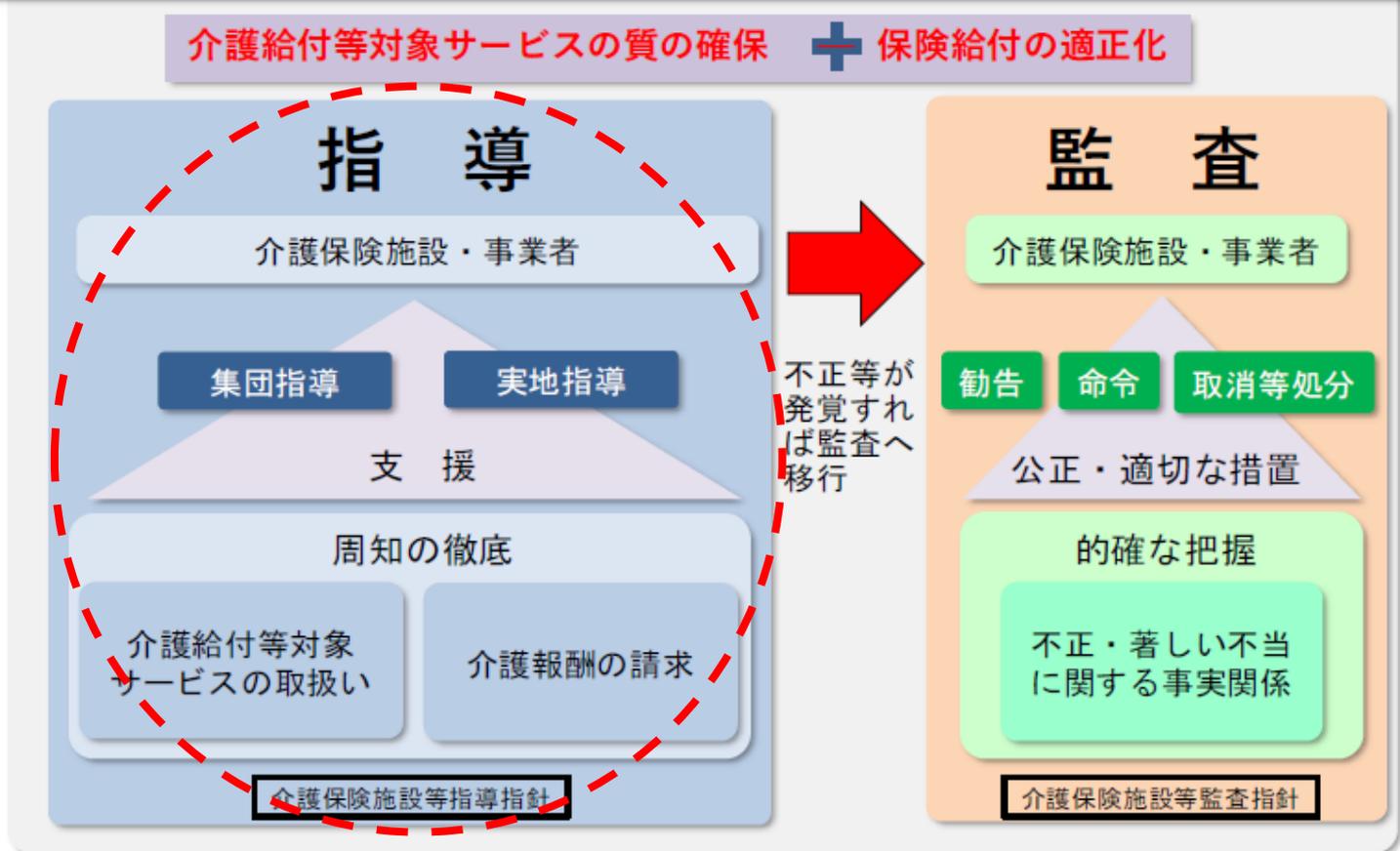
1 運営上の留意事項

① 介護保険事業者に対する指導監督について

介護保険制度における介護保険施設・事業者に対する指導監督

介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保・法令等に基づく適正な事業実施

介護給付等対象サービスの質の確保 + 保険給付の適正化



1 運営上の留意事項

② 実地指導で見受けられた事例

◆ サービス共通

- 個別サービス計画について、利用者の家族の署名により同意を得ていたものが見受けられた。
 - 計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者本人の同意を得ること。また、代筆を行う際は、「利用者名」と「代筆者名」を併記すること。
- 個人情報の利用について、利用者本人からの同意は得ていたが、利用者家族からの同意を得ていないものが見受けられた。
 - サービス担当者会議等において、利用者家族の個人情報を用いる場合は、文書により利用者家族からも同意も得ること。
- 運営規程について、「事故発生時の対応方法」、「個人情報の取扱い」及び「苦情対応及び相談体制」の項目が不足していた。また、従業員の員数の記載内容に誤りがあった。
 - 上記3項目については、加古川市が独自に定めているものになるため、項目漏れがないか留意すること。また、従業員の員数等が変更した場合は、その都度実態に合わせた内容に修正すること。ただし、「従業員の職種、員数及び職務内容」に関する変更届出は年1回で足りることとする。



1 運営上の留意事項

② 実地指導で見受けられた事例

◆ 地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護

区分	内容
運営に関する基準	サービスを提供するにあたり、被保険者証により被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめること。
	地域密着型通所介護計画に記載された目標の達成状況の記録が確認できないものが見受けられた。それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画の目標及び内容を利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うこと。また、サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うこと。
	地域密着型通所介護計画に具体的なサービスの内容を記載すること。
	当該事業所の従業者に対し、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。
	要支援状態から要介護状態区分への変更に伴い、地域密着型通所介護の提供を開始した利用者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付していないものが見受けられた。同一事業所の利用であっても、異なるサービスが開始される場合には、あらかじめ重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービス提供について利用者の同意を得ること。
	非常災害対策について、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていなかった。非常災害に際し、具体的計画を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出訓練を実施するなど、対策の万全を期すこと。
	防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理についての責任者を定める必要があるが、定めていなかった。防火管理についての責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせること。
報酬	利用者の当日の体調不良により、サービス提供を1時間半で中止した利用者について、2時間以上3時間未満の所要時間区分で地域密着型通所介護費を算定していた。サービスの提供時間が2時間未満となった場合は、対応する所要時間区分がないため、地域密着型通所介護費を算定できないことに留意すること。
	個別機能訓練加算について、機能訓練指導員が不在の日に算定されていた事例が見受けられた。



1 運営上の留意事項

② 実地指導で見受けられた事例

◆ 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護

区分	内容
報酬	看取り連携体制加算算定にあたり、サービス利用開始の際に登録者又はその家族等に対して、対応方針の内容を説明し同意を得る必要があるが、同意を得ているか確認できなかった。加算の算定にあたっては、利用開始の際に登録者又はその家族等に対して対応方針の説明を行い、文書等により同意を得ること。
	初期加算は、利用者が事業所に登録した日から起算して30日以内の期間について算定するものであるが、31日分算定しているものが見受けられた。
	特別管理加算Ⅰを算定している利用者に関して、算定要件である「特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態」を確認するための書類がない事例が見受けられた。

◆ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

区分	内容
運営に関する基準	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を確認できない利用者が見受けられた。定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスは定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づいて提供されることから、原則としてサービス提供前に定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成し、利用者に説明し、同意を得ること。
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの内容が変更になる場合は、原則としてサービス提供前に定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成し、利用者に説明し、同意を得ること。
	事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供するだけでなく、当該建物に居住する利用者以外の者に対してサービスの提供を行うこと。



1 運営上の留意事項

② 実地指導で見受けられた事例

◆ 認知症対応型共同生活介護

区分	内容
人員及び設備に関する基準	認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了しているものでなければならないが、修了していなかった。代表者としての資質を確保するため、当該事業者には認知症対応型サービス事業開設者研修を修了している者を代表者として置くこと。
運営に関する基準	サービス提供にあたり、作成した認知症対応型共同生活介護計画の内容を利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ること。なお、当該計画書は利用者又はその家族に交付すること。
	運営規程に「入居一時金の取り扱いについて」の規定を追加すること。
	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していなかった。身体拘束等の適正化を図るため必要な措置を講じること。
	利用者が施設で使用する歩行器の費用について、利用者に自己負担させていた。利用者の処遇上必要な歩行器については、その他の介護給付費として請求できないため、当該施設で準備すること。
報酬	シャンプー、ゴミ袋代を利用者に毎月、負担させていた。「その他の日常生活費」については、利用者または家族等の自由な選択に基づき、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合においてのみ徴収すること。
	月途中からサービス利用を再開した利用者に対して、1か月分(30日分)の認知症対応型共同生活介護費を請求していた。
	医療連携体制加算(Ⅰ)を算定する場合は、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、重度化した場合の対応に係る指針の内容を説明し、同意を得ることとなっているが、当該指針について、同意を得ていないものが見受けられた。については、説明を行っていない者に対し、当該指針について説明し、同意を得ること。
	看取り介護加算の算定にあたり、利用者に提供する看取り介護の質を常に向上させるためのPDCAサイクルを活用した看取り指針の見直しを行っていなかった。医師、看護職員(指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは指定訪問介護ステーションの職員に限る。)、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。
	口腔衛生管理体制加算の算定要件である、口腔ケア・マネジメントに係る計画が確認できなかった。口腔衛生管理体制加算の算定にあたっては、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成すること。



1 運営上の留意事項

② 実地指導で見受けられた事例

◆ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

区分	内容
運営に関する基準	地域密着型施設サービス計画原案について、文書により、入所者から同意を得たことが確認出来ないものが見受けられた。作成した原案の内容については、入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ること。
報酬	口腔衛生管理に関する実施記録に、「当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員への具体的な技術的助言及び指導の内容」を記載すること。

以下の書籍については、各基準や算定要件を確認するための書籍となりますので、ぜひ購入することをお勧めします。



- ①『介護報酬の解釈 1 単位数表編』
- ②『介護報酬の解釈 2 指定基準編』
- ③『介護報酬の解釈 3 QA法令編』

(社会保険研究所オンラインブックストアホームページより)



1 運営上の留意事項

③人員基準欠如による減算の概要

サービス種類	人員基準欠如となる状態
地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	・看護職員及び介護職員の配置数が基準上満たすべき員数を下回っている
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	・介護従業者の配置数が基準上満たすべき員数を下回っている ・介護支援専門員が配置されていない(※研修が修了していない場合を含む) ・夜勤及び深夜の勤務及び宿直勤務の従業者の配置数において、基準に定める員数に満たない日が①2日以上連続して発生した場合②4日以上発生した場合のいずれかに該当した場合
認知症対応型共同生活介護	・介護従業者の配置数が基準上満たすべき員数を下回っている ・介護支援専門員が配置されていない(※研修が修了していない場合を含む)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	・看護職員及び介護職員の配置数が基準上満たすべき員数を下回っている ・介護支援専門員が配置されていない



1 運営上の留意事項

④行政処分実例

事例①

サービスの種類: 通所介護

所在地: 東京都

処分内容: 新規利用者の受入れ停止(1年間)

処分年月: 令和3年5月

処分理由: 看護職員の未配置の日があるにもかかわらず、看護職員を配置していたかのように、タイムカード、勤務表及びサービス提供記録を偽装し、これらを基に介護給付費を不正に請求し、受領した。実地指導及び監査時において、看護職員のタイムカード、勤務表及びサービス提供記録について、常に看護職員の配置があったかのように改ざんし、看護職員が出勤していたこととして、指定権者に提出した。

事例②

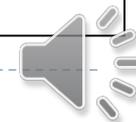
サービスの種類: (介護予防)認知症対応型共同生活介護

所在地: 佐賀県

処分内容: 指定の一部効力の停止、新規受入れの停止及び報酬上限7割(6か月間)

処分年月: 令和3年5月

処分理由: 日中の時間帯において、介護従業者の人員欠如がみとめられた。また、人員欠如が継続していたにも関わらず、介護職員人員基準欠如減算をせず不正に介護報酬請求を行った。



1 運営上の留意事項

④行政処分実例

事例③

サービスの種類: 通所介護

所在地: 大分県

処分内容: 指定取消処分

処分年月: 令和3年3月

処分理由: 指定更新申請において、添付書類である「勤務形態一覧表」の生活相談員等の出勤日を水増しし、人員基準を満たす虚偽の書類を提出し、不正の手段により指定更新を受け、指定更新日においても人員基準を満たしていなかった。

事例④

サービスの種類: (介護予防)小規模多機能型居宅介護

所在地: 愛媛県

処分内容: 指定取消処分

処分年月: 令和3年8月

処分理由: 代表取締役は、厚生労働大臣が定める研修を修了した介護支援専門員の配置の必要性とその配置基準を満たしていなければ、介護報酬を3割減算しないといけないという認識がありながら、減算請求を行わず、退職済の介護支援専門員が在職しているように虚偽の報告を行うことで、配置基準を満たしているよう偽装した。また、介護報酬の加算(介護職員処遇改善加算)についても、加算の算定額に相当する賃金改善が行われておらず、算定要件を満たしていないにも関わらず、加算を取得していた。



1 運営上の留意事項

⑤加古川市例規集について

【概要】

国の基準だけでなく、市の条例、規則の順守をお願いします。
加古川市の例規については、ホームページで確認できます。

【例】

- ・加古川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・加古川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- ・加古川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則
- ・加古川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則



1 運営上の留意事項

⑤加古川市例規集について

【確認方法①】

加古川市
KAKOGAWA CITY

新型コロナウイルス 緊急
感染症関連について、[わしくは下記リンクから](#)

暮らし 子育て・教育 福祉・医療 事業者の方へ 市政情報

新型コロナウイルス感染症関連 感染予防 市民の皆さまへ 事業者の皆さまへ 市長メッセージ 感染症の予防等

暮らしのお役立ちガイド Useful Guide

かごバス運行時刻表 各種申請書 葬儀・休日の対応 地図マップ (かこナビ) **オンラインサービス**

オンラインサービス

更新日：2020年12月01日

[市公式アプリ「かこがわアプリ」の配信について](#)
スマホ向け市公式アプリ。子育てに関するイベント情報や災害に関する情報などを発信

[手続きナビ](#)
転入や転居・妊娠・出産などのシチュエーションから項目を選択して必要な手続きや情報を検索

[地図情報案内「かこナビ」](#)
官公庁や小中学校などの施設をはじめ、不審者情報、都市計画図、ハザードマップ等を掲載

[加古川市のSNS](#)
FacebookやTwitterなど市公式SNSを案内

[図書館・蔵書検索](#)
市内図書館にある蔵書を検索することができます

加古川市例規集
市条例や規期等をご覧いただけます

[住民税申告書作成システム](#)
給与や公的年金等の源泉徴収票などから個人市民税・県民税額を試算することができます

[支払内容電子通知システム](#)
加古川市からの口座振替による支払いについて、支払日や金額の内訳などをお知らせ

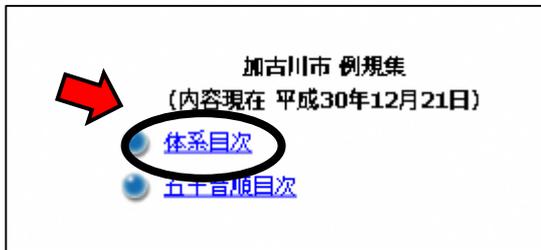
[加古川市デジタル本棚](#)
市が発行する計画や広報紙、ガイドブックなどの冊子をパソコンやスマートフォン、タブレットなどに対応したデジタルブック及びデジタル本棚で公開



1 運営上の留意事項

⑤加古川市例規集について

【確認方法②】



加古川市例規集	
内容現在 平成30年12月21日	
体系	五十音
体系目次	
第1類 総 則	
第2類 議会・選挙・監査	
第3類 行政通則	
第4類 人 事	
第5類 給 与	
第6類 財 務	
第7類 公 債	
第8類 厚 生	
第9類 労働	
第10類 建設	
第11類 福祉	
第12類 保健・衛生	
第13類 消防・防災	
第14類 青少年・交通安全	
第15類 環境保全	
第16類 農 業	
第17類 建設	

例規名称
■ 第8類 厚 生
第4章 介護保険
加古川市介護保険条例
加古川市介護保険規則
加古川市介護保険給付費準備基金条例
加古川市介護認定審査会規則
加古川市介護保険運営協議会規則
加古川市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例
加古川市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則
加古川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
加古川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則
加古川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
加古川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める規則
加古川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
加古川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着



1 運営上の留意事項

⑥運営推進会議等の開催について

会議の名称	サービス種類	開催頻度
運営推進会議	小規模多機能型居宅介護	概ね2か月に1回以上
	看護小規模多機能型居宅介護	
	認知症対応型共同生活介護	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
	地域密着型通所介護	概ね6か月に1回以上
	認知症対応型通所介護	
介護・医療連携推進会議	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	概ね6か月に1回以上

- 開催後、当日資料等の写しを市（法人指導係）に提出してください。
（提出方法は、メール、FAX、郵送、持参などいずれの方法でも結構です。）



1 運営上の留意事項

⑦運営推進会議等を活用した評価及び外部評価

サービス種類	評価の種類	頻度	提出期限
・定期巡回・随時対応型訪問 介護看護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅 介護	介護・医療連携推進会議及び 運営推進会議を活用した評価	年に1回以上	毎年翌年 度4月末
・認知症対応型共同生活介 護	①外部評価機関による評価 ②運営推進会議を活用した評 価	年に1回以上 ※ただし①の外部 評価部分について は2年に1回の緩 和要件あり	毎年翌年 度4月末

- 評価については、年に1回以上実施し、市に提出してください。
- 認知症対応型共同生活介護の「外部評価機関による評価」の受審頻度緩和については、外部評価のみが対象となり、**自己評価については毎年実施する必要があります。**（受審頻度緩和要件については、市ホームページにて掲載）
- 受審頻度緩和の認定を受けようとする事業所は、受審頻度緩和の適用を受ける年度の翌年度4月末までに市に届け出てください。



1 運営上の留意事項

⑧届出書に係る留意点

様式・添付書類については、ホームページをご確認ください。

【変更届(介護給付費の算定に関する届出含む)、休止、廃止、更新時】

- ▶ 加古川市ホームページ > ホーム > 事業者の方へ > 介護・福祉 > 介護保険 > 事業所指定関係 > 地域密着型サービス事業者に係る申請・届出様式について
- ※ 全ての様式で押印を廃止しました。別途、更新している様式もあるため、提出時には最新の様式を使用しているかご確認ください。
- ※ 原則、郵送・電子メール等による提出とします。
- ※ 変更届出について、変更後10日以内に提出してください。
- ※ 介護給付費の算定について、サービス毎に報酬に反映される時期が異なります。ホームページの算定の開始時期をご確認ください。
- ※ 休止・廃止届出について、休廃止日の1ヶ月前までに提出してください。

